

新旧対照表
【システム導入官署における輸出通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 243 号）】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>システム導入官署における輸出通関事務処理体制について</p> <p>輸出入・港湾関連情報処理システム（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）第 2 条第 1 号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）、税関手続申請システム（以下、「申請システム」という。）及び通関情報総合判定システム（以下「判定システム」という。）の導入官署における輸出通関事務処理体制を下記のとおり定め、平成 12 年 4 月 1 日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 基本的な審査方法等</p> <p>審査方式審査区分選定等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 審査区分の選定 <p>輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して輸出申告又は積戻し申告（以下「輸出申告等」という。）が行われた場合には、輸出入・港湾関連情報処理システムに設定されている審査基準（以下「審査基準」という。）により当該申告内容が審査され、当該輸出申告等に係る審査区分が自動的に選定される。</p> 2 審査区分の種類 <p>審査区分の種類は、区分 1（簡易審査扱）（以下「区分 1」という。）区分 2（書類審査扱）（以下「区分 2」という。）及び区分 3（検査扱）（以下「区分 3」という。）の 3 種類とする。</p> <p>区分 1 輸出入・港湾関連情報処理システムによる審査の結果、輸出許可又は積戻し許可とされたもの。 (省略)</p> <p>区分 3 検査（下記 の A の 1 のホに規定する貨物確認及び書類審査を含む。）を要するもの。</p> 	<p>システム導入官署における輸出通関事務処理体制について</p> <p>航空貨物通関情報処理システム（以下「航空システム」という。）輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「海上システム」という。）税関手続申請システム（以下、「申請システム」という。）及び通関情報総合判定システム（以下「判定システム」という。）の導入官署における輸出通関事務処理体制を下記のとおり定め、平成 12 年 4 月 1 日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 基本的な審査方法等</p> <p>審査方式審査区分選定等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 審査区分の選定 <p>通関システムを使用して輸出申告又は積戻し申告（以下「輸出申告等」という。）が行われた場合には、海上システム及び航空システム（以下「通関システム」という。）に設定されている審査基準（以下「審査基準」という。）により当該申告内容が審査され、当該輸出申告等に係る審査区分が自動的に選定される。</p> 2 審査区分の種類 <p>審査区分の種類は、区分 1（簡易審査扱）（以下「区分 1」という。）区分 2（書類審査扱）（以下「区分 2」という。）及び区分 3（検査扱）（以下「区分 3」という。）の 3 種類とする。</p> <p>区分 1 通関システムによる審査の結果、輸出許可又は積戻し許可とされたもの。 (同左)</p> <p>区分 3 検査（下記 の A の 1 のホに規定する貨物確認及び書類審査を含む。）を要するもの。</p>

新旧対照表
【システム導入官署における輸出通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 243 号）】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>審査方式 <u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>により区分 2 又は区分 3 として選定された輸出申告等の審査は、「重点審査」又は「一般審査」の 2 方法とする。 なお、<u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>により区分 1 として選定、許可された輸出申告等については、必要に応じ<u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>による輸出申告等が適正に行われているかどうか事後点検を実施するものとし、申告照会業務及び判定システムを利用するほか、必要に応じ原本抽出を依頼するものとする。</p> <p>受付管理事務</p> <p>1 区分 2 又は区分 3 として選定された輸出申告等に係る申告情報を担当部門において受信した際には、統括審査官（統括審査官が置かれていらない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、次の事務を行う。 イ 申告情報を受信した後に提出される仕入書又はこれに代わる書類その他必要な添付書類（申請システムにより提出されたインボイス情報及び添付資料情報を含む。以下「添付書類等」という。）の有無の確認（航空の貨物情報を有する貨物にあっては、輸出申告等に係る申告控を含む。） なお、<u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>により仕入書が提出された場合には、必要項目が入力されているか又は正確に入力されているか等を確認し、疑義が認められる場合には書面により仕入書又はこれに代わる書類の提出を求めるものとし、受信した申告情報の「インボイス番号」欄に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号が表示されている場合又は「記事」欄に「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号が表示されている場合には、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行う。 □～チ（省略）</p>	<p>審査方式 <u>通関システム</u>により区分 2 又は区分 3 として選定された輸出申告等の審査は、「重点審査」又は「一般審査」の 2 方法とする。 なお、<u>通關システム</u>により区分 1 として選定、許可された輸出申告等については、必要に応じ<u>通關システム</u>による輸出申告等が適正に行われているかどうか事後点検を実施するものとし、申告照会業務及び判定システムを利用するほか、必要に応じ原本抽出を依頼するものとする。</p> <p>受付管理事務</p> <p>A 海上システムを使用した輸出申告等</p> <p>1 区分 2 又は区分 3 として選定された輸出申告等に係る申告情報を担当部門において受信した際には、統括審査官（統括審査官が置かれていらない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、次の事務を行う。 イ 申告情報を受信した後提出される仕入書又はこれに代わる書類その他必要な添付書類（申請システムにより提出されたインボイス情報及び添付資料情報を含む。以下「添付書類等」という。）の有無の確認 なお、海上システムにより仕入書が提出された場合には、必要項目が入力されているか又は正確に入力されているか等を確認し、疑義が認められる場合には書面により仕入書又はこれに代わる書類の提出を求めるものとし、受信した申告情報の「インボイス番号」欄に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号が表示されている場合又は「記事」欄に「添付資料情報登録業務」による減免税等手續等の受理番号が表示されている場合には、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行う。 □～チ（同左）</p>

新旧対照表
【システム導入官署における輸出通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 243 号）】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>2 上記 1 のハからトまでの事務は、<u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>を使用して行うものとし、通関業者等から添付書類等が提出される前に行っても差し支えないものとする。</p> <p>3 (省略)</p>	<p>2 上記 1 のハからトまでの事務は、<u>海上システム</u>を使用して行うものとし、通関業者等から添付書類等が提出される前に行っても差し支えないものとする。</p> <p>3 (同左)</p> <p><u>B 航空システムを使用した輸出申告等</u></p> <p>1 <u>区分 2 又は区分 3 として選定された輸出申告等に係る申告控及び添付書類等（以下「申告控等」という。）が担当部門に提出された際には、統括官等は、申告控等の必要部数及び必要な添付書類等の有無を確認の上、次の事務を行う。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>なお、提出された申告控の「インボイス番号」欄に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号が記載されている場合又は「記事」欄に「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行うものとする。</u></p> <p class="list-item-l1"><u>イ 重点審査扱い又は一般審査扱いの決定</u></p> <p class="list-item-l1"><u>□ 審査区分の選定結果を変更する必要があるか否かについての判定（検査担当の統括監視官との必要な協議を含む。）及び変更の必要があると認めた場合における当該変更の処理の指示</u></p> <p class="list-item-l2"><u>ハ 貨物確認の要否の決定示</u></p> <p class="list-item-l2"><u>ニ 審査（貨物確認）ポイントの指示</u></p> <p class="list-item-l2"><u>ホ 審査担当者の決定</u></p> <p class="list-item-l2"><u>ヘ 審査担当者への申告控等の配付</u></p> <p>2 <u>受付管理事務のうち、申告控等に記載すべき事項がすべて記載されているか否か及び申告控等の有無等形式用件の確認は、税関の事情により同一職員が行っても差し支えない。</u></p> <p><u>審査事務</u></p> <p>1 <u>審査方法</u></p> <p>及び(2) (省略)</p> <p><u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>により、区分 2 又は区分 3 として選定された輸出申告等のうち、統括官等が各種情報等を総合的に勘案し抽出した</p>
<p>審査事務</p> <p>1 審査方法</p> <p>及び(2) (省略)</p> <p><u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>により、区分 2 又は区分 3 として選定された輸出申告等のうち、統括官等が各種情報等を総合的に勘案し抽出した</p>	<p>審査事務</p> <p>1 審査方法</p> <p>及び(2) (同左)</p> <p><u>通関システム</u>により、区分 2 又は区分 3 として選定された輸出申告等のうち、統括官等が各種情報等を総合的に勘案し抽出した</p>

新旧対照表
【システム導入官署における輸出通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 243 号）】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>合的に勘案し抽出した申告及び輸出令別表第 1 又は別表第 2 の該 非に疑義がある貨物に係る申告は重点審査とし、前記 及び に 準じて審査を行うほか、必要に応じ判定システム、各種資料・情 報を活用し深度ある審査を行うものとする。</p> <p>2 (省略) 第 2 (省略)</p>	<p>申告及び輸出令別表第 1 又は別表第 2 の該非に疑義がある貨物に 係る申告は重点審査とし、前記 及び に準じて審査を行うほか、 必要に応じ通関情報総合判定システム、各種資料・情報を活用し 深度ある審査を行うものとする。</p> <p>2 (同左) 第 2 (同左)</p>